

五 所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）又は基金利息（保険

業法第五十五条第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託の収益の分配

第四百四十五条の五中「第四百四十五条の四」を「第四百四十五条の十一」に改め、第三編第三章第三節中同条を第四百四十五条の十二とし、同章第二節中第四百四十五条の四を第四百四十五条の十一とし、同章第一節中第四百四十五条の三を第四百四十五条の十とし、第四百四十五条の二を第四百四十五条の九とする。

第三編第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

（外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準）

第四百四十五条の二 特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対

する法人税の課税標準は、各特定信託の各計算期間の所得の金額とする。

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得の金額の計算)

第四百四十五条の三 特定信託の各計算期間の所得の金額は、当該特定信託の各計算期間の所得について、政令で定めるところにより、第二編第一章第一節第二款から第八款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第四十二条から第四十六条まで（固定資産等の圧縮額の損金算入等）及び第五十三条（返品調整引当金）並びに第四款第九目（契約者配当等）及び第六款（組織再編成に係る所得の金額の計算）を除く。）の規定に準じて計算した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引その他特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 税額の計算

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率)

第四百四十五条の四 特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、各特定信託の各計算期間の所得の金額に百分の三十四・五の税率を乗じて計算した

金額とする。

(外国法人に係る同族特定信託の特別税率)

第四百四十五条の五 同族特定信託(第八十二条の五第一項(同族特定信託の特別税率)に規定する同族特定信託をいう。以下この項において同じ。)の各計算期間の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族特定信託の受託者である外国法人に対して課する各計算期間の所得に対する法人税の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

- 一 一年三千万円以下の金額 百分の十
- 二 一年三千万円を超え、年一億円以下の金額 百分の十五
- 三 一年一億円を超える金額 百分の二十

2 前項に規定する留保金額とは、当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額(次項において「所得等の金額」という。)のうち留保した金額から、当該計算期間の所得の金額につき前条の規定に

より計算した法人税の額（次条において準用する第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）及び第四百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

3 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 当該計算期間の所得等の金額の百分の三十五に相当する金額

二 年千五百万円

4 第八十二条の五第五項から第七項までの規定は、第一項及び前項の規定を適用する場合について準用する。

（外国法人に係る特定信託に係る所得税額の控除）

第四百四十五条の六 第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第一百七十八条

(外国法人に係る所得税の課税標準)に規定する国内源泉所得で同法の規定により所得税を課されるものの支払を受ける場合について準用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国法人に係る特定信託に係る外国税額の控除)

第四百四十五条の七 第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国法人税(第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。)を納付することとなる場合(特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。)又は特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき納付することとなつた外国法人税の額が減額された場合について準用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 申告、納付、還付等

(申告、納付、還付等)

第四百四十五条の八 前編第一章の三第三節(内国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の申告、納付、還付等)の規定は、外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税についての申告、納付、還付、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求及び納税義務の承継並びに同法又は行政不服審査法の規定による不服申立て並びに滞納処分の続行について準用する。この場合において、第八十二条の十第一項第二号(特定信託に係る確定申告)中「前節」とあるのは、「第三編第二章の二第二節」と、同項第三号及び第八十二条の十五第一項(特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付)中「第八十二条の六及び第八十二条の七(税額控除)」とあるのは「第四百四十五条の六(外国法人に対する準用)において準用する第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除)及び第四百四十五条の七(外国法人に対する準用)において準用する第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)」と読み替えるものとする。

第四百四十六条第一項中「及び中間申告書」の下に「特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書」を加える。

第四百四十七条を次のように改める。

(更正及び決定)

第四百四十七条 第三百三十条から第三百三十二条の二まで (内国法人に係る更正及び決定)、第三百三十三条 (確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付)、第三百三十四条 (確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)、第三百三十四条の三 (特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付) 及び第三百三十四条の四 (特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付) の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税、外国法人の特定信託の各計算期間の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

第四百四十八条の二中「内国法人」を「法人」に改める。

第五百五十九条第一項中「(特定信託の確定申告に係る法人税額)」の下に「(第四百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を、「(特定信託に係る所得税額の控除)」の下に「(第四百四十五条の六(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を、「(特定信託

に係る外国税額の控除」の下に「(第四百四十五条の七(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に、「又は第四百四十五条第一項」を「第四百四十五条第一項又は第四百四十五条の八」に改める。

第四百六十条中「(特定信託に係る確定申告)」の下に「(第四百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に改める。

第四百六十二条第一号中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に改める。

附則第二十条第二項中「第四百四十五条の三」を「第四百四十五条の十」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「市街地再開発事業又は」を「市街地再開発事業」に改め、「に規定する住宅街区整備事業」の下に「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第一条第五号(定義)に規定する防災街区整備事業」を加え、同条第十三号中「第四十九号」を「第五十号」に改める。

第二十三条第一項中「第二十二号」を「第二十二号の二」に改める。

第二十四条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合には、この限りでない。

第二十四条の二第二項中「前項に規定する場合において、」を削り、「同項」を「前項」に、「ときは」を「場合は」に改め、同条第三項中「第一項に」を「第一項本文に」に改める。

第二十六条第一項中「次項」の下に「及び第四項」を加える。

別表第一第二十四号(七)を削り、同号(八)を同号(七)とし、同号(九)を同号(八)とし、同号(十)を同号(九)とし、同号(十一)を同号(十)とし、同号(十二)を同号(十一)とし、同表第二十四号の五を同表第二十四号の六とし、同表第二十四号の二から第二十四号の四までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二	信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録
(一)	信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一
	免許件数 一件につき十

一項（免許）の規定による信託業の免許		五万円
(二) 信託業法第七条第一項（登録）の管理型信託会社の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十 五万円
(三) 信託業法第五十四条第一項（登録）の管理型外国信託会社の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十 五万円
(四) 信託業法第五十二条第一項（特定大学技術移転事業に係る信託についての特例）の特定大学技術移転事業承認事業者の登録	登録件数	一件につき十 五万円
(五) 信託業法第六十七条第一項（登録）の信託契約代理店の登録	登録件数	一件につき九 万円
(六) 信託業法第八十六条第一項（登録）の信託受益権販売業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九 万円

別表第一第三十二号の二を削り、同表第三十二号の三を同表第三十二号の二とし、同表第三十八号中「の登録等」を「の登録又は認定」に改める。

別表第三の十九の二の項の第四欄中「登記」を「登記又は登録」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

防災街区整備事業組合

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

（平成九年法律第四十九号）

(国税通則法の一部改正)

第五条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「納付義務の承継」の下に「（同法第四百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加える。

第十九条第一項及び第二項中「納付義務の承継」の下に「（同法第四百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加え、「一」を「いずれかに」に改め、同条第四項第三号八中「（特定信託に係る欠損金に対する準用）」の下に「（同法第四百四十五条の八（外国法人に対する

準用)において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十五条第三項第二号口中「(特定信託に係る所得税額の控除)」の下に「(同法第四百四十五条の六(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を、「(特定信託に係る外国税額の控除)」の下に「(同法第四百四十五条の七(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に改める。

第七十条第一項中「掲げる期限」を「定める期限」に改め、「以後」の下に「(法人税に係る更正については、第一号に定める期限又は日から五年を経過した日以後)」を加え、同条第二項中「掲げる期限」を「定める期限」に改め、「五年を経過する日」の下に「(第二号及び第三号に掲げる更正(純損失等の金額に係るものに限る。))のうち法人税に係るものについては、同項第一号に定める期限又は日から七年を経過する日)」を加え、同条第四項及び第五項中「掲げる期限」を「定める期限」に改める。

第九十五条中「第九十三条第四項」を「第九十三条第六項」に改める。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第六条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律

第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「わが国」を「我が国」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 相手国居住者等 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)

又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等(以下「人格のない社団等」という。))を含む。以下「外国法人」という。)で、租税条約の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国(以下「相手国」という。)の居住者又は法人とされるものをいう。

第二条第三号中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三条第一項から第三項までの規定中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に改める。

第三条の二から第四条までを次のように改める。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等(租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料(当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。))又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。)のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租

税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第七十条、第七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第六十四条第二項、第六十九条、第七十条、第七十八条、第七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項並びに第四十一条の十二第一項及び第二項の規定の適用はないものとする。

3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が人格のない社団等である場合にあつては、株主等に準ずる者）をいう。以下同じ。）である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二第二項の規

定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第七十条、第七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第一項から第三項まで若しくは第四十条の十第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

6 非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第六十四条第二項、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条第一項及び第二項並びに租税

特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで及び第四十一条の十第一項の規定の適用はないものとする。

7 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項及び第十二項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百十三條第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の三（所得税法第二百十三條第一項に係る部分に限る。）若しくは第四十一条の九第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百十二條第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十

一条の九第三項の規定の適用はないものとする。

- 9 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（以下この条において「居住者」という。）又は同項第六号に規定する内国法人（人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。）が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第七十五条、第百八十二条、第二百九条の三若しくは第二百十三条第二項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

- 10 居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第四号、第百七十四条、第百七十五条、第百八十一条、

第二百九条の二及び第二百二十二条第三項並びに租税特別措置法第四十一条の九第二項及び第三項の規定の適用はないものとする。

11 第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項の規定は、これらの規定に規定する配当等に対し所得税を課さず、又は当該配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額にこれらの規定に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

12 所得税法第七十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体配当等（同法第六十五条又は法人税法第四百二十二条の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条第一項	次条の規定による申告書を提出する	その年の翌年三月十五日
ことができる場合を除き、その年の		

	<p>翌年三月十五日（同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日）</p>	
<p>第七十二条第一項第一号</p>	<p>第七十条（税率）</p>	<p>第七十条（非居住者に係る税率） 又は第七十九条（外国法人に係る税率）</p>
<p>第七十二条第一項第三号</p>	<p>前号に掲げる</p>	<p>同号に規定する金額につき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二第七項（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率</p>